

令和7年度第2回 島根県道路メンテナンス会議

開催方法：書面開催

○ 議 事

資料ページ

1. 規約
2. 令和8年度道路関係予算概要
3. 自治体支援の取組

P. 1

P. 5

P. 8

島根県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「島根県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、島根県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、島根県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

- 2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長、島根県土木部道路維持課長及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。
- 5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。
- 6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

- 2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における協議議題の調整に関すること。

三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課、島根県土木部道路維持課、及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月27日から施行する。

平成26年10月23日 別表2改正

平成28年 7月 5日 別表1及び別表2改正

平成29年 8月25日 別表1及び別表2改正

平成30年 3月20日 別表1及び別表2改正

平成30年 9月 7日 別表2改正

令和 元年 9月 5日 別表2改正

令和 2年 9月 4日 別表1及び別表2改正

令和 4年 9月 8日 別表1及び別表2改正

令和 5年 9月13日 別表2改正

令和 6年 9月11日 別表2改正

令和 7年10月28日 一部条文(第7条)の改正、別表1及び別表2改正

島根県道路メンテナンス会議 名簿

R7.10.28

	所 属	
会長	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長
	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長
副会長	島根県土木部道路維持課	道路維持課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	松江高速道路事務所長
	西日本高速道路株式会社中国支社	千代田高速道路事務所長
	松江市	都市整備部長
	浜田市	都市建設部長
	出雲市	都市建設部長
	益田市	建設部長
	大田市	建設部長
	安来市	建設部長
	江津市	建設部門参事
	雲南市	建設部長
	奥出雲町	建設課長
	飯南町	建設課長
	川本町	地域整備課長
	美郷町	建設課長
	邑南町	建設課長
	津和野町	建設課長
	吉賀町	建設水道課長
	海士町	環境整備課長
	西ノ島町	環境整備課長
	知夫村	地域創生課長
	隠岐の島町	建設課長
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長
	国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター	センター長
	公益財団法人島根県建設技術センター	理事長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課	
	島根県土木部 道路維持課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課	

島根県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

R7.10.28

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所	副所長
副幹事長	島根県土木部道路維持課	課長補佐(道路維持)
	島根県土木部道路維持課	課長補佐(市町村道)
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所	統括課長
	西日本高速道路株式会社中国支社千代田高速道路事務所	統括課長
	島根県松江県土整備事務所	維持課長
	島根県出雲県土整備事務所	維持課長
	島根県雲南県土整備事務所	維持課長
	島根県県央県土整備事務所	維持課長
	島根県浜田県土整備事務所	維持課長
	島根県益田県土整備事務所	維持課長
	島根県隠岐支庁県土整備局	維持課長
	島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所	維持課長
	島根県雲南県土整備事務所仁多土木事業所	維持管理課長
	島根県県央県土整備事務所大田事業所	維持課長
	島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所	維持課長
	島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部	工務第一課長
	松江市都市整備部建設総務課	建設総務課長
	浜田市都市建設部維持管理課	維持管理課長
	出雲市都市建設部道路建設課	道路建設課長
	益田市建設部土木課	土木課長
	大田市建設部土木課	土木課長
	安来市建設部土木建設課	土木建設課長
	江津市土木建設課	土木建設課長
	雲南市建設部建設工務課	建設工務課長
	奥出雲町建設課	課長補佐
	美郷町建設課	課長補佐
	隠岐の島町建設課	係長
	飯南町建設課	課長補佐
	吉賀町建設水道課	課長補佐
	津和野町建設課	課長補佐
	知夫村地域創生課	係長
	海士町環境整備課	係長
	西ノ島町環境整備課	係長
	川本町地域整備課	課長補佐
	邑南町建設課	課長補佐
	公益財団法人島根県建設技術センター	業務部長
	国土交通省中国地方整備局中国技術事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター	技術課長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課	
	島根県土木部 道路維持課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課	

✓ 令和8年度道路関係予算概要

令和8年度道路関係予算総括表

＜令和8年度道路関係予算総括表＞

(国費:億円)

	R8決定額 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)
直轄事業	16,022	15,959	1.00
改築その他	10,109	10,217	0.99
維持修繕	4,768	4,634	1.03
諸費等	1,145	1,108	1.03
補助事業	5,123	5,110	1.00
高規格道路、IC等アクセス道路その他	2,546	2,559	0.99
道路メンテナンス事業	2,312	2,282	1.01
除雪	140	133	1.05
補助率差額	125	136	0.92
有料道路事業等	120	120	1.00
合計	21,265	21,189	1.00

注1. 直轄事業の国費には、地方公共団体の直轄事業負担金(2,908億円)を含む。

注2. 四捨五入の関係で、各計数の和が一致しない場合がある。

※上記の他に、防災・安全交付金(国費8,529億円[対前年度比1.01])、社会資本整備総合交付金(国費4,597億円[対前年度比0.94])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※上記の他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として、令和8年度予算において社会資本整備総合交付金(国費13億円[対前年度比0.05])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※上記の他に、直轄道路(権限代行区間を含む)に係る災害復旧事業費(国費36億円)等がある。

※上記の他に、行政部費(国費7億円)およびデジタル庁一括計上分(国費11億円)がある。

＜参考＞防災・減災、国土強靱化の推進

道路関係予算は、令和7年度補正予算において国費3,687億円が措置されている。

※この他に防災・安全交付金および社会資本整備総合交付金があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

〇〇県道路メンテナンス会議 年間スケジュール(案)

---【令和8年度】---

7月頃

第1回地下占用物連絡会議

8月下旬

メンテナンス年報の公表

9月頃

第1回 道路メンテナンス会議

- ・令和7年度の点検結果、修繕実施状況
- ・令和8年度自治体技術支援（活動予定）
- ・課題の共有、連絡調整 など

(同時開催)

跨道橋連絡会議

(同時開催)

道路鉄道連絡会議

随時

**点検勉強会（講習会）
点検支援技術現地見学会 等**

令和8年度点検実施結果（見込み）

1月頃

第1回 道路メンテナンス会議幹事会

- ・令和8年度の点検結果見込、修繕実施状況
- ・令和9年度以降の点検計画
- ・令和8年度自治体技術支援（活動報告）
- ・直轄診断箇所のおすすめ
- ・テーマを選定しての議論 など

3月頃

第2回 道路メンテナンス会議

「橋梁補修セミナー」の開催

目的: 道路橋の老朽化対策を推進する取り組みとして
地方公共団体職員向けに実施

日時: 令和7年11月11日(火)13:30~16:00

場所: 松江国道事務所 3階 大会議室(Web併用)

参加人数: 国24名、県・市町村23名(11自治体)、企業・団体9名



自治体支援のメニュー等の紹介について
中国地方整備局 道路保全企画グループ



道路橋RC床版の長寿命化対策工法について
(一社)日本建設保全協会



インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」
取組と活動の紹介



新技術紹介について(橋梁点検×AI)
株式会社日本海コンサルタント

自治体支援の取り組み(令和7年度の取組状況)

■ 橋梁点検講習会 (益田市)

○ 目的

令和6年度の点検要領改訂に伴い、改訂となった77条調査(国様式1~3)の記入方法に特化した講習会で、益田市の要望を受け開催。

○ 実施日・参加者

開催日：令和7年8月1日(金) 会場：益田市【参加者：県4名、市町村23名(6自治体)】

○ 研修内容

- 自治体が管理する講習会対象橋梁で現地点検し、損傷の確認を行う。
- 座学(橋梁の基礎知識と点検のポイント、診断・所見の記載方法、様式1~3の概要)
- 各自で作成した現地記録を基に班別討論を行い、様式1~3を作成。
- 作成した様式1~3を班毎に発表。

○ 研修効果

直営点検の実施及び点検業者に対し監督する立場となる自治体職員の技術力向上に寄与



● 月見橋

架設年次	橋長	幅員
1967年	130m	6.10m
橋梁形式		
桁橋 I桁、逆T式橋台、逆T式橋脚、T型橋脚(RC)		



現地点検



座学



班別討論



班別発表